

Ⅳ 結 び

左京三条二坊六坪遺跡の発掘範囲は、坪の中心部を占め、坪内の $\frac{1}{3}$ 強の面積を占めることから、坪内の状況を知る意味で貴重な資料となる。遺構は、坪の中心に大規模な園池が平城京造営前の旧河川を利用して造成された。園池は、導水路出土の木簡、池中の遺物から、奈良時代全般を通じて存続したことが判明した。なおこの園池に併存する建物、塀などは、坪の中心に造成した園池のまわりに計画的に配置され、大きく2時期の改修が認められた。特に、園池西方の建物に、南北棟が多く、近年の京内発掘で東西棟が大多数を占める知見と反し、園池後方の東山を借景にとりこむ構想、すなわち園池と建物が一体の機能をもって造成されている。またA期では、園池の四周に塀を回し他の部分と区画した利用であるのに対し、B期では園池がより広い空間として利用されていること、すなわち、今回検出の建物のうち、最大規模を持つS B1540が、池縁から6～7丈の距離に位置し、^{註1}後世の寝殿造の地割りに類似することなどが注目される。最後に、今回検出の園池の意義および、六坪の性格にふれて結びにかえることにしよう。

日本庭園史研究は、これまで平安時代以降については「作庭記」を含めて文献記録、発掘遺構、遺跡などよりかなり精細に行われてきたが、それ以前については現存する作例がほとんどなく、文献史料、あるいは正倉院御物山水絵図、仮山などから復原する形で行われてきた。そして大方の一致するところは外来の影響を受けながらも「作庭記」流の原型の萌芽がすでにあり、観賞と同時に行事雅宴に利用できる実用面とがすでに両立していただろうとの推定がなされるのが限界であった。

近年になって、平城宮東院（44次調査^{註2}）、左京一条三坊の発掘調査により、その一端をうかがい得たことは大きな成果であった。^{註3}しかし前2者が庭の一部を検出したに過ぎなかったのが、今回の調査では庭の全域が明確になり、地割り、意匠、作庭技法を充分その細部まで示し、上代庭園の再評価を含めて、奈良時代のみならず日本庭園史上画期的なことであり、しかも、その遺存状況の良さからみても今後同程度のものを期待することは困難であり、その資料的価値は測り知れない。

今回検出の庭園と、44次、56次調査検出の庭園遺跡を比較すると、池の水深がいずれも20～30cmと浅く舟遊びなどの宴遊には適さないこと、水際の勾配がゆるい点、汀線が複雑に出入りすること、庭石が奈良盆地東縁部で採取できる褶曲ある石英質片麻岩、花崗岩を用いているなどの共通点を持ち、奈良時代作庭技法の一端を知り得た。なお、今回の園池では、池底にも玉石を敷き、池縁に石を立てるなどの特殊性もみられ、池中からの植物遺体、花粉分析資料より、当時の庭園植生をもうかがい得た。

また、当時の日本文化に密接な関係のあった慶州に遺存する臨海殿庭園（雁鴨池）が、^{註4}その庭園意匠について、すなわち、①旧時の水路を利用して池水を補給する ②池を近景に東山（金剛の連嶺）を遠景とした借景園である ③庭石で水蝕ある半花崗岩質のものは池畔、水辺に、砂岩質のものは仮山などの頂に使用するなど、庭石の石質に応じて使用場所をかえる ④庭石の使用が、池汀の変化する所、例えば突き出せる先端とか湾曲の開始点に集中する ⑤東側中央部、池の方向に向って磚を敷き並べているなど、規模こそ違え、今回検出の庭園と多くの類似性が見られたことは興味ある点である。

次に、左京三条二坊六坪の遺跡の性格をみてみると、

①出土遺物のうち、日常生活で使われたと考えられる土器や木製品などの遺物が少い。②50点の軒瓦が他の京内遺跡と異なり、いずれも平城宮使用のものと同型式に属する。また平城宮瓦編年Ⅰ期の軒瓦も見られ、京内の住宅に瓦葺きを奨励した神亀元年以前からすでに瓦を葺いた建物が存在した。③木簡ではまず(11)の北宮が注目される。この木簡が某国鴨郡から北宮の用米を送進した時の付札とすれば、この遺跡は北宮そのものであることになるが、用米は京進されたのちにこの地に移動したとも考えられるから、これだけではなおそのような断定ははばかられる。さきにのべたように、和銅五年の長屋王願経の跋語にみえる北宮は、藤原京の宮である可能性もあり、この木簡が同経とほぼ同時期のものであるだけに、木簡にみえる北宮も必ずしも平城京のものとは考えられない。北宮がその後平城京時代にどのような形でだれに伝領されたが不明であるが、天皇とその一族にかかわる宮であることはまちがいない、そのような北宮とこの遺跡が深い関係にあったことは確実とみてよかろう。これとの関連で、(9)の御坏物云々の木簡が注意される。御坏物という表現は、天皇および一族の食膳に関するものであるから、これもまた、この地の利用者に天皇一族が含まれていることを示している。また(10)の官職名を記すものも、木簡の用途はいっさい不明であるが、これがほかならぬ中務省の官人であることは注意される。これを要するに、木簡から知られることは、この遺跡が天皇家と密接な関係をもつものであるということである。④園池の形状、水勾配から考えて、これは曲水宴に使用されたものと考えられる。曲水宴は毎年三月三日に行われる禊の儀式で、正史には天皇が臨御して行なう公的行事の記事がみえる。このほか懐風藻には公卿の私宅の曲水宴でつくられた詩が載っている。禊をやるためには清浄の水を流す必要があり、清水を流すために、導水施設 S X1523や、園池北部の上水を取る浄水施設 S X1524があり、池底に玉石を敷くなどの庭園意匠がみられる。⑤平安京の都市計画にあたって内裏の御苑として作庭された神泉苑と類似した占地である。⑥A期において、園池四周に塀をまわし、他の空間と園池を区画して利用している。

以上のことから判断して、この遺跡は特別な用途をもつ園池中心の公的な宴遊の施設である可能性が高い。また天皇とその一族に深い関係のある点からすれば、離宮ないし親王宮との関連も考えられ、この遺跡をふくむ全体の敷地は、2町ないし4町の規模を持つものであろう。なお隣接する左京四条二坊には藤原仲麻呂の田村第、市原王の邸宅が存在したことが文献から推定されている。また邸宅の園池を詠んだ万葉集、懐風藻などにも今回^{註6}検出遺構と同様な庭園意匠がみられることも注目される。

註-1) “南庭を置くことは、階隠の外の柱より、池の汀に至るまで6・7丈、若内裏儀式ならば8・9丈にも及ぶべし” 「作庭記」

註-2) 「奈良国立文化財研究所年報」1968

註-3) 「平城宮発掘調査報告Ⅵ」奈良国立文化財研究所学報二十三冊 1974

註-4) 「平安時代庭園の研究」 森 蘊

註-5) 7頁参照、他続日本紀で、鳥池塘（神亀五年）、宮西南池（天平宝字六年）鳥の院（延暦四年）などにおいてそれぞれ曲水宴の記事が見える。

註-6) 7頁参照、他長屋王佐保の宅（懐風藻）、藤原不比等、葛井連広成、石川朝臣（万葉集）など各邸宅の庭の記事がある。